

## 新宿区増改築・修繕工事等業者あつ旋事業実施要領

昭和 60 年 3 月 19 日 59 新区管第 1451 号区長決定

平成 5 年 3 月 26 日 4 新都住計第 673 号都市整備部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都新宿区(以下「区」という。)が、住宅に係る増改築・修繕工事(以下「修繕工事等」という。)に関する区民からの業者あつ旋の依頼に対して、区内建築施工業者のあつ旋を行い、もって、区民の住宅改善を援助し、住生活の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- 一 発注者 修繕工事等に関する業者のあつ旋依頼をする区民をいう。
- 二 協議会 前条の目的を達成するために、覚書に基づき、あつ旋に応ずる区内建設施工業者の団体に組織する「新宿区リフォーム協議会」をいう。
- 三 加盟団体 協議会を構成する、区内建設施工業者の団体をいう。
- 四 受注業者 加盟団体に加入し、協議会からの選定により、発注者からの依頼を受けた者をいう。

(区の役割)

第 3 条 区は、修繕工事等業者あつ旋事業(以下「本事業」という。)を円滑に運営するために、次の各号に掲げることを行うこととする。

- 一 発注者からの依頼を、電話、または窓口等で受付し、修繕工事等業者あつ旋依頼書(様式第 1 号。以下「依頼書」という。)を作成して、速やかに協議会に送付すること。
- 二 本事業の区民への周知について、区広報等により定期的に行うこと。

(協議会の役割)

第 4 条 協議会は、本事業を円滑に運営するために、次の各号に掲げることを行うこととする。

- 一 区から依頼書を受理したときは、速やかに公正な方法により受注業者の選定を行うこと。
- 二 受注業者が適正かつ円滑に工事施工を行うよう、次の各事項について、指導監督すること。
  - ア 発注者への連絡は、休日を除いた 3 日以内にとり、訪問する方途を講ずること。
  - イ 発注者には誠意をもって対応し、見積書の作成を行い、工事施工について合意に達したときは、請負契約を締結すること。また見積りのみの相談にも応じること。

ウ 工事の施工にあたっては、請負契約及び建築基準法等関係法令を遵守し、誠実に工事を施工すること。

エ 工事が完了したときは、速やかに修繕工事等業者あつ旋完了報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)を作成し、協議会へ送付すること。また修繕工事等を中止した場合についても同様とする。

三 受注業者から送付された報告書は取りまとめて、速やかに区へ送付すること。

四 工事施工に関して発生した苦情及び紛争については、受注業者と連帯の責任をもって円満な解決にあたること。

(加入)

第5条 協議会は、同会に加盟を希望する区内建設施工業者の団体の受入れについて、十分配慮することとする。

(連絡調整・情報交換)

第6条 区と協議会は、定期的に相互の連絡調整、情報交換を行うこととする。

(覚書の締結)

第7条 区長は、本事業を実施するにあたり、協議会との間で取扱いについて覚書を締結することとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施する。